

平成30年度後期分授業料免除の実施について

学生各位

平成30年度後期分授業料免除について、以下のとおり実施します。

※ 提出する書類について、昨年度から変更がありますので、授業料免除申請のしおりで確認してください。

1. 申請書類の取得方法・提出期限等

配付開始日	平成30年8月1日（水）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードしてください。 ○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報 ※ 外国人留学生は、申請書類が異なるので、所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認の上、取得してください。
提出期限	平成30年9月28日（金）【期限厳守】 ※ 期限までに「申請のしおり」に記載されている該当書類を提出してください。また、いかなる理由があっても、提出期限を過ぎての受付はできません。
提出場所	学部1年生（総合入試入学者・学部別入試入学者のいずれも含む）及び水産学部2年生 →高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課） 学部2年生以上（水産学部2年生を除く）及び大学院生 →所属学部・研究科（学院）等の授業料免除担当窓口 ※ 上記窓口に提出が難しい場合は担当窓口へご相談ください。

2. 申請に係る補足事項

- 前期に「前後期一括」申請した者で、申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に変更がある場合は後期に申請書類の再提出が必要です。また、後期分の申請を取下げの場合は、担当窓口申し出て下さい。
- 前期に「前期」のみの申請をした者で、後期も申請する場合には、次のとおり手続きをしてください。
 - ① 前期申請時から申請内容に変更がある場合 → 申請書類の再提出が必要です。
 - ② 前期申請時から申請内容に変更がない場合 → 後期分授業料免除申請変更届を担当窓口で受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。
- 「前後期一括」申請をした場合でも、授業料免除の判定は各期で行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。後期の判定結果についても必ず確認してください。
- 上記により申請書類を再提出する場合は、変更箇所のみではなく、付属書類を含め全ての種類を再提出してください。

3. 決定

- 判定結果の連絡等については、12月上旬に掲示及びホームページ掲載により行いますので、申請者は掲示を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。
 - トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報
 - ※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送することはありません。
- 決定通知は学部1年生（総合入試入学者・学部別入試入学者のいずれも含む）及び水産学部2年生については高等教育推進機構④番窓口、学部2年生以上（水産学部2年生を除く）及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で交付します。
 - ※ 上記窓口で決定通知の受領が難しい場合は担当窓口へご相談ください。

4. その他

- 特殊事情による質問・相談については、高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課）まで問い合わせてください。（Tel011-706-7530）。

- 申請をした者は、授業料の納入が猶予されますので、決定があるまで授業料を納入しないでください。授業料の納入方法等については決定後にあらためて通知します。

平成30年8月1日 学務部学生支援課